

BPR 推進及び DX 推進計画(実施計画)作成支援業務委託 仕様書

1 業務名

BPR 推進及び DX 推進計画(実施計画)作成支援業務委託

2 業務の目的

近年の人口減少や少子高齢化に伴う生産年齢人口の低下は顕著となり、自治体業務における人材や財源のさらなる制約が予想されるなか、市民ニーズの多様化、高度化による対応や変革を求められるようになり、順応していくことは、今後の行政にとって最重要課題となっている。

また、本市では、非常に厳しい財政状況に陥っている中で、限られた人材で行政事務や行政サービス面において、デジタル技術を活用して、業務の効率化を図り、労働生産性を高めると同時に、市民生活のさらなる利便性向上を推進していく必要がある。

そこで、本市において、庁内の業務効率化を図るため、BPR (Business Process Re-engineering =業務プロセスの改善) 手法による業務分析を実施し、その後、抽出された業務課題に対する改善案の作成と、本市で策定を予定している小美玉市 DX 推進計画(実施計画)への助言を求めるものとする。

3 適用範囲

本仕様書は、本市と受託者が行う「BPR 推進及び DX 推進計画(実施計画)支援業務委託」(以下「本業務」という。)に適用する。

4 業務の期間

契約締結日の翌日から令和5年3月17日(金)までとする。

5 業務内容

(1) BPR (業務改善) 推進支援

- ① 対象は、3 課程度、合計 20 業務程度とし、対象課及び対象業務の選定は事務局と協議して決定する。
- ② 現行業務の調査及び BPR 手法による業務分析
 - ・窓口業務やバックヤード業務を含めた現行業務や行政手続き等について、内容・手順・システム運用・帳票・体制等のヒアリングシート等を用いて実施し、調査すること。上記の調査結果から、現行業務及び現行システムについて、デジタル化の阻害要因の整理を含めた可視化、分析を行うこと。
 - ・なお、調査にあたっては効率的・効果的に実施するための手段を工夫して実施すること。

③ ヒアリングによる業務執行上の課題抽出、デジタル技術の活用の方向性検討及び効果試算
・上記①で実施した調査及び業務分析をもとに、対象課への業務の詳細についてヒアリングを行い、業務執行上の課題抽出とデジタル技術等を活用した改善・改革策をまとめた提案書を作成すること。

・提案書では、現在の業務フローと改善後の業務フローを示し、費用対効果、実現性、障壁となりうる事項、優先順位、財政効果等を含め、改善・改革策を実施した後の効果測定方法等にも言及すること。

・デジタル技術がすぐに導入できるものと、業務フローを見直した上で、デジタル技術を導入できるものとは分類し、段階的な提案の検討を行い、どの業務をどの順序で実現するかを提示すること。

・提案内容は、業務全体を良く把握した上で検討し、業務の一部にデジタル技術を活用するだけの部分改善・改革策にするのではなく、業務全体の改善・改革が実施できるような提案とすること。また、本市の既存 ICT 環境の有効活用や親和性、既存 ICT 施策を推進する観点も踏まえた上で提案すること。

・推進メンバーには自治体業務の可視化の経験がある人員を含めること。

(2) DX 推進計画(実施計画)作成支援

令和4年6月に公開する「小美玉市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画(基本計画)」と国の自治体 DX 推進計画との整合性を図った上で、「小美玉市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画(実施計画)」を令和4年9月末までに策定を予定している。事務局でまとめた DX 実現に向けた実施計画案を確認し、専門的観点から助言を行うこと。

・助言は毎月1回程度、事務局との打ち合わせの中で行うものとする。

・計画期間は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5か年とすること。

6 業務計画

受注者は、この業務が適切に実行され、目的の成果を得るため、作業方法、業務従事者、工程等について適切な業務計画を提出すること。

7 打合せ

受注者は、本業務の実施において、事務局と適宜打合せを行い、業務の円滑な進捗に努めるものとする。なお、打合せは、原則として小美玉市役所で行うこととするが、オンライン会議でも可能とする。オンライン会議の際には、アカウント等は受注者が用意すること。また、打合せの内容については、受注者が記録簿等を作成し、相互に確認するものとする。

8 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

・BPR(業務改善)提案書 全業務分データ 一式

9 法令等の遵守

本業務は、本仕様書に定めるほか、次の法令、計画等に基づき実施するものとする。

- ・小美玉市第2次総合計画
- ・第4次小美玉市行財政改革大綱・実施計画
- ・小美玉市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画 基本計画
- ・デジタル・ガバメント実行計画
- ・自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画
- ・その他関係法令及び通達等

10 その他注意事項

- (1) 本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則として全て受託者側の負担とする。
- (2) 成果品の所有権、著作権及び利用権は、本市に帰属するものとする。
- (3) 本業務により得られた成果品、資料、情報等は、本市に許可なく第三者に公表、漏えい等をしてはならない。
- (4) 業務完了後に受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受託者の負担とする。
- (5) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、当該文献、資料名等を明記すること。
- (6) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- (7) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議の上、定めるものとする。